

e. Form on Cloud 利用約款

お客様（以下「甲」といいます。）と株式会社アシスト（以下「乙」といいます。）とは、甲による I-ON COMMUNICATIONS CO., LTD. のコンピューター・ソフトウェア「e. Form on Cloud」（以下「本件プログラム」）並びにその稼働システムとなる Amazon Web Services, Inc. によるクラウドコンピューティングサービス（以下「本クラウド」といいます。）の使用を乙が提供すること（以下「本サービス」といいます。）について、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。本約款及び第4条に定める「e. Form on Cloud サービス仕様書」を「本利用規約」といいます。

第1条 契約の成立

本契約は、次のいずれかで成立するものとします。

- (1) 甲が乙所定のホームページにおいて本利用規約に同意のうえで「管理者登録」を行い乙所定の手続きを経て管理者登録が完了すること。
- (2) 前記の管理者登録を完了している甲が乙所定のホームページ「正式サービス申込」画面にて必要事項の記入及び選択並びに本サービスへの申込の操作を行うことを以って申込の意思表示とし、乙が当該申込に対し、別途受注の意思表示を甲に提示すること。

第2条 利用規約の変更

乙は、本利用規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の最新内容によります。乙は、本利用規約の変更を行う場合、乙所定のホームページに掲載することにより、個別の通知及び説明に代えることができるものとします。

第3条 AWS 規約

本クラウドに関しては、Amazon Web Services, Inc. の URL

(https://aws.amazon.com/jp/legal/?nc1=f_cc) に定める規定及び規約（以下、総称して「AWS 規約」といいます。）により提供されます。

- (1) 甲は、サービス利用者として AWS 規約を遵守するものとします。ただし、本利用規約と異なる定めがある場合は本利用規約を優先し適用するものとします。
- (2) 甲が本サービスを利用するためのアカウントの発行手続きは乙所定のホームページを通じて行うものとします。甲は、当該アカウントの利用、管理につき責任を負うものとします。

第4条 サービス仕様書

本サービスに関しては、乙所定「e. Form on Cloud サービス仕様書」（以下「仕様書」といいます。）に基づき実施するものとします。

第5条 本件プログラム

本件プログラムの利用について、別紙「アプリケーション使用許諾契約条項」によるものとします。

第6条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、第1条(1)規定の登録完了日から30日間、又は、同条(2)規定の乙受領日から翌月末日までとします。ただし、第1条(2)の場合、当該終了日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれも相手方に対し書面等（電子メールなど電磁的方法を含む。以下同じ。）による変更又は解約の意思表示がないときは、本契約は同一の条件で期間満了日の翌日から自動的に1ヶ月更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項に基づく解約の意思表示を行った場合、本契約は有効期間の終了日をもって終了するものとします。
3. 前二項に基づき本契約が終了する場合、本サービスの利用に関して甲の本サービスの利用環境上の情報は、本サービス終了日の翌日を以ってすべて削除されるものとし、甲は本サービス終了日を越えた後に本サービスを利用する場合、乙と新たに本契約を締結しなければならないものとします。

第7条 本サービスの利用料金及び支払条件

1. 本サービスの利用料金は、利用開始に伴う初期費用、次項の月額利用料及び申込時点で適用されるオプションの利用料です。ただし、第1条(1)の管理者登録に伴う本サービスについては無料とします。
2. 本サービスの月額利用料には、本クラウド、本件プログラム及びオプションの利用料、並びに本サービスに関する問合せサービス（サポート）の料金が含まれます。ただし、第1条(2)の乙受領日から当該月の末日までの利用料は課さないものとします。
3. 甲は、乙に対し、本サービスの初期費用、月額利用料及び申込時点で適用されるオプションの利用料を、本サービス開始月の末日までに、消費税相当額を加算して、乙指定の銀行口座に現金振込にて支払うものとします。本契約が更新された場合、甲は、乙に対して、本サービスの翌開始月の末日までに、消費税相当額を加算して、乙指定の銀行口座に現金振込にて本サービスの月額利用料を支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。
4. 甲が本サービスの利用構成（ユーザー数及びタイムスタンプの選択）を変更する場合、当該変更は（同月内に複数回変更を行った場合でも）本契約の終了日の前月の末日時点の内容を翌々月に適用するものとし、甲は前項に従い当該変更後の本サービスの利用料金を乙に支払うものとします。また、申込時点で適用されるオプションを別途申込み場合、甲は当該オプションの利用料を当該申込月の翌月末日までに乙に支払うものとします。
5. 甲は、前二項に基づく利用料金の支払遅延に対し商事法定利率（本契約締結時のもの）による遅延損害金を乙に支払うものとします。
6. 乙は、本契約の更新にあたり本サービスの月額利用料単価の変更を希望する場合、本サービス期間の終了日の3ヶ月前までに書面等で甲に通知するものとします。

第8条 秘密保持

1. 受領当事者（甲又は乙のうち秘密情報（本項後段で定義）を受領する者をいいます。以下同じ）は、本契約期間中及び本契約終了後5年間、開示当事者（甲又は乙のうち秘密情報を開示する者をいいます。以下同じ）又は開示当事者の取引先の経営、人事、財務、商品、技術等の営業上又は技術上の情報のうち、①開示当事者が書面で秘密である旨表示して開示した情報、又は②開示当事者が口頭で秘密である旨告知して開示した情報で開示後14日以内に書面で内容を特定して受領当事者に通知した情報、③開示当事者の事務所内で受領当事者が知り得た情報（以下「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として取扱い、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使以外のために使用してはならないものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、甲及び乙並びに社員等（第4項(1)で定義）以外の第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については、本条に定める秘密保持義務を負わないものとします。
 - ①開示時に既に公知になっていた情報。
 - ②開示時に既に受領当事者が知っていた情報。
 - ③開示後に受領当事者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
 - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領当事者が合法的に入手した情報。
 - ⑤秘密情報とは無関係に受領当事者が創出した情報。
3. 前項に定める他、法令に基づく官公庁又は裁判所からの開示要求があった場合には、受領当事者は、当該官公庁等に秘密情報を開示することができるものとします。この場合には、受領当事者は、開示当事者に対して、法令等に反しない範囲内で、事前に（事前に為すことが著しく困難である場合には開示後直ちに）通知しなければならないものとします。
4. 受領当事者は、本条に定める秘密保持義務を履行するために、秘密情報を次の各号に従い取扱うものとします。
 - (1)本契約に基づく義務を履行又は権利を行使するために秘密情報に接する必要がある自己の取締役、執行役、監査役、業務執行役員、正社員、契約社員、派遣社員その他の役員等及び従業員（以下、総称して「社員等」といいます。）以外の者が秘密情報に接することのないように保管するとともに、社員等に本条に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させること。
 - (2)本契約に基づく義務の履行又は権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製しないこと（なお、複製物は秘密情報として取扱うものとします。）。
 - (3)本契約に基づく義務の履行又は権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を所定の場所から搬出

しないこと。

(4) 期間満了、解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合又は開示当事者から要請があった場合には、開示当事者の指示に従い、開示当事者から開示を受け、又は知り得た全ての秘密情報を、その複製物を含め、開示当事者に速やかに返還又は再生不可能な方法にて廃棄し、当該返還又は廃棄を証する書面を開示当事者に提出すること。

5. 第1項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に定める者に対し、乙が本契約に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知したうえで、本件業務に必要な限度において秘密情報を開示することができるものとします。

(1) 弁護士、公認会計士その他法律上守秘義務を負う外部の専門家（以下、総称して「外部専門家」といいます。）。

(2) 乙が、本契約の全部又は一部を再委託する場合の委託先の社員等（以下、総称して「再委託先社員等」といいます。）。

(3) 本件プログラムの著作権者（I-ON COMMUNICATIONS CO., LTD.、セイコーソリューションズ株式会社（タイムスタンプ選択の場合））。

6. 乙は、前項に基づき外部専門家又は再委託先社員等に秘密情報の開示を行う場合、本条に基づき乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については乙が甲に対し責任を負うものとします。

7. 甲及び乙は、秘密情報に関して、次の各号のとおり確認します。

(1) 開示当事者が、自己が開示する秘密情報に関して、受領当事者に対して、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使のための使用以外に、何らの使用権も付与するものではないこと。

(2) 秘密情報の開示又は漏洩如何にかかわらず、開示当事者が保有する秘密情報に係る特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権が開示当事者に留保され、受領当事者に移転しないこと。

(3) 開示当事者が、その開示する秘密情報及びこれに関連して開示する情報について、受領当事者に対して、如何なる保証も行わず、担保責任も負わないこと。

8. 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について、紛失、盗難、漏洩等の問題が発生し、又はそのおそれが生じた場合、直ちに、開示当事者に対してその詳細を書面で報告し、開示当事者と協議のうえ、当該問題の解決のために措置を講ずるものとします。当該措置に係る費用は、当該受領当事者の負担とします。

第9条 損害賠償

1. 甲は、本契約に関し、乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、乙に対して次項所定の限度内で損害賠償請求をすることができるものとします。

2. 本契約に起因・関連して生じる乙の損害賠償責任は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、かかる請求に先立つ1年間に本契約に基づき甲から受領した利用料金を限度とします。

3. 乙の故意又は重過失により生じた損害、第13条（反社会的勢力に該当しないことの確約）に違反したことにより生じた損害については前二項の条件を適用しないものとします。

第10条 期限の利益の喪失

甲又は乙は、第6条に該当したことをもって本契約が終了したときは、当然に相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全てを相手方に弁済しなければならないものとします。

第11条 不可抗力等

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力又は法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関、通信回線の事故、その他乙の責に帰すべからざる事由による本契約の全部又は一部の債務不履行については、乙は責任を負わないものとします。

第12条 権利義務の譲渡等の禁止

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務を、その全部

又は一部を問わず、第三者に譲渡し、担保権を設定し、その他の処分をしてはならないものとします。

第13条 反社会的勢力に該当しないことの保証

1. 甲及び乙は、次の事項を表明し、保証するものとします。

(1) 自己及び自己の関係会社が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいいます。以下同じ）でないこと、反社会的勢力でなかったこと。

(2) 反社会的勢力を利用しないこと。

(3) 反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉、信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと。

(4) 自己の主要な出資者もしくは役職員又は自己の主要な出資者の役職員が反社会的勢力の構成員でないこと又はなかったこと。

2. 甲及び乙は、前項の規定を、自己の委託先及び自己の調達先にも遵守させる義務を負うものとします。

3. 甲及び乙は、前二項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

第14条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は抵触法の原則を参照せず日本法とし、本契約に関する訴訟については東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 完全合意

本契約は、本契約に係る当事者間の唯一の完全な理解及び合意を形成し、本契約に規定する事項に関する書面又は口頭であるかを問わず、本契約締結以前の説明、申し入れ、協議、合意等に優先されません。

第16条 協議

本契約に関して疑義が生じた場合は甲乙信義誠実の原則に従い協議して円満な解決を図るものとします。

以上

別紙

アプリケーション使用許諾契約条項：

乙は、甲に、本「アプリケーション使用許諾契約条項」（以下「本許諾書」といいます。）の内容に従い、本サービスにおける本件プログラムを使用する権利を非独占的に許諾します。

【ライセンス】

1. 甲は、e.Form on Cloud 利用約款に定める本クラウド環境下で本件プログラムを使用する権利を有します。
2. 甲は、本件プログラムのみを使用する権利を有します。
3. 甲は、自己の業務を処理するためにのみ本件プログラムを使用できます。
4. 甲は、第三者に対して、本件プログラムを上記の範囲内で利用させることができます。ただし、甲はかかる第三者に本許諾書を遵守させるものとします。
5. 甲は、次の(1)から(5)に定めることを行ってはなりません。
 - (1) 製品表示、著作権表示又はその他の注意文言あるいは専有権に基づく制限事項を抹消すること。
 - (2) 再使用許諾、貸与、第三者に対する研修、商業タイムシェアリング、又はデータセンター用に本件プログラムを使用すること。
 - (3) 乙の事前の書面による承諾なく、本件プログラムを第三者に対して移転、販売、譲渡その他処分すること。
 - (4) 本件プログラムをリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルしたり、又は第三者にそれらの行為を行わせること。
 - (5) 乙の事前の書面による承諾なく、本件プログラムのベンチマーク・テストの結果を第三者に開示すること。

【タイムスタンプサービス】

1. 本タイムスタンプサービスの特約は、本件プログラム「e.Form on Cloud タイムスタンプ」について適用するものとします。
2. 本件プログラムの「タイムスタンプ」とは、セイコーソリューションズ株式会社が提供する時刻認証サービス（SEIKO タイムスタンプサービスの様態「Accredited Type A2」、以下「本タイムスタンプ」といいます。）をいいます。本タイムスタンプは「SEIKO タイムスタンプサービス契約約款」に基づき提供します。なお、当該契約約款に定めのない事項は本許諾書に従うものとします。

【知的財産権】

本件プログラムは乙又は大韓民国 I-ON COMMUNICATIONS CO.,LTD.（以下「丙」といいます。）が専有しているか、又は頒布している製品であり、知的財産権に関する法律によって保護されています。甲は本件プログラムを使用する権利を付与されたに過ぎず、この使用権許諾書に定める以外に、本件プログラムにかかる一切の権利を明示的又は黙示的に、付与されたわけではありません。乙、丙又はそのライセンサーは、いかなる時においても、本件プログラムにかかる知的財産権を含む一切の権原、権利を保持するものとします。

【知的財産権侵害に対する救済】

1. 第三者より甲に対して本件プログラムが知的財産権を侵害するとのクレームがあった場合、甲がクレームから30日以内に書面で乙に通知をし、防御及び全ての関連する解決に関する交渉を乙が行うに必要な援助、情報、権限を乙に与えることを条件に、乙は合理的な範囲内での費用を負担しかかるクレームから甲を防御し甲に生じた損害を賠償します。ただし、乙が提供したプログラムのみを使用していれば侵害が避けられた場合に、乙の提供したものではないプログラム又はデータと本書により提供された本件プログラムを組み合わせ、これを作動させもしくは使用したことに基づく侵害には本項は適用されません。
2. 本件プログラムが侵害品であると判断され又は乙において侵害品であると認めた場合には、乙は自己の裁量と費用において次の各号の一の措置をとるものとします。
 - (1) 非侵害となるよう変更すること。

- (2) 甲のために使用を継続するライセンスを取得すること。
- (3) 本契約を解約し、受領済のライセンス料を甲に返還すること。

【保証】

1. 乙は、本件プログラムに関し、それを甲が変更しない限り、引渡時に指定されたシステムで所期の環境において操作された場合には、それがドキュメントに記載された機能を当該引渡時点で発揮することを保証いたします。乙は、丙に働きかけ、報告されたエラーを是正する最善の努力をいたします。
2. 前項の保証が、法定の瑕疵担保責任を含め、乙の保証内容の全てであり、乙は本件プログラムの商品性や特定目的への適合性については保証いたしかねます。また、甲の要求に合致しもしくは甲が使用するために選択できる他のシステムとの組み合わせで作動すること、動作が中断せずもしくはプログラミング上の誤りが皆無であること、またそれが完全に是正されることについても同様の取扱いとします。

【監査】

1. 乙は甲に対し、45日前までに書面で連絡することにより、甲による本件プログラムの使用状況について監査を行うことができます。甲は乙の監査に協力し、合理的な範囲で乙に助力及び情報を提供することに同意します。
2. 甲は前項の監査の結果、甲の乙に対する支払につき不足分があると判明した場合は、その通知から30日以内に、甲から乙又は乙の正規代理店に対して、不足額並びに当該監査に要した費用を支払うものとします。
3. 前項の支払がない場合、乙は本件プログラムの使用权許諾を取り消すことができるものとします。

【その他】

1. 本許諾書の条件が甲の注文書又はその他の注文ドキュメントの条件に優先します。

以上

SEIKO タイムスタンプサービス契約約款：

第1条 [総則]

1. 本約款は、甲が乙を通じ利用を申し込むセイコーソリューションズ株式会社（以下「SEIKO 社」といいます。）の SEIKO タイムスタンプサービス（以下「本タイムスタンプ」といいます。）に適用されます。本タイムスタンプの利用は、乙のサービス「e.Form on Cloud」（本件プログラム）を利用していることを前提とします。
2. 乙は、本約款を変更する場合があります。

第2条 [定義]

1. 「運用規程」（以下「運用規程」といいます。）とは、SEIKO 社が定める「時刻認証サービス運用規程」をいい、本タイムスタンプを利用するすべての甲に適用されます。運用規程は、甲に直接書面で提示するか、又は以下の URL のリポジトリに公開します。なお、運用規程の定めが本約款の定めと異なる場合、運用規程の定めが優先して適用されます。また、SEIKO 社は、運用規程を変更する場合があります。

URL : <https://www.seiko-cybertime.jp/support/repository/>

2. 「タイムスタンプトークン」（以下「TST」といいます。）とは、甲の時刻認証要求に応じて、乙を通じて時刻情報を含む電子署名として SEIKO 社が生成・発行する電子証明書をいいます。
3. 「タイムスタンプユニット」（以下「TSU」といいます。）とは、TST を生成・発行する装置をいいます。
4. 「秘密情報」とは、別途定める情報に加え、次の各号の情報を含む甲、時刻配信局、PKI 認証局若しくは乙の認証業務の信頼性が損なわれるおそれのある情報をいいます。
 - (1) 本タイムスタンプ利用のために乙が甲に付与する識別情報
 - (2) ユーザシステム及び乙時刻認証局のセキュリティに係る情報

第3条 [本タイムスタンプ]

1. 利用開始後、乙は、運用規程及び本約款の定めに従い、甲から発行要求に応じて、SEIKO 社を通じて TST を発行し、本タイムスタンプを提供するものとします。

第4条 [本タイムスタンプにおける甲の義務]

甲は、TST を複製・配布する場合、その利用者に対して本約款及び運用規程を遵守させるものとします。

第5条 [本タイムスタンプにおける乙の責任]

1. 乙は、運用規程及び本約款の定めに従い、TSU が運用する時刻及び TSU のセキュリティを管理し、SEIKO 社を通じ TST の生成・発行を行う義務を負うほか、TSU における暗号鍵が危殆化し、又はそのおそれが生じた場合、直ちに当該暗号鍵の失効及び新たな暗号鍵の発行に関する手続、並びに甲に対する暗号鍵失効の通知を行うものとします。ただし、運用規程及び本約款に基づいて発行された TST 及び時刻認証の対象となった電子データを甲が使用した結果については、乙は何らの責任も負わないものとします。
2. 本タイムスタンプに関する乙の甲に対する責任は、前項の範囲に限られるものとし、適用される法令により許容される最大限の範囲において、乙は、賠償責任その他の保証及び責任を負わないものとします。また、法令により強制される場合であっても、賠償総額は、かかる請求に先立つ1年間に甲から受領した本件プログラムの利用料を超えないものとし、乙の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については、乙は賠償責任を免れるものとします。
3. 前項にかかわらず、次の各号の場合、乙は賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 甲又は第三者の故意、過失、若しくは違法な行為、又は運用規程及び本約款の違反に起因して損害が生じた場合。
 - (2) ユーザシステム又は第三者のシステムに起因して損害が発生した場合。
 - (3) 第6条の規定により本タイムスタンプを一時停止した場合。
 - (4) TST の失効に起因して損害が発生した場合。

- (5) 乙及び SEIKO 社が、時刻認証事業者として一般に解読困難とされている暗号その他のセキュリティを用いたにもかかわらず、当該暗号が解読され、又はセキュリティが破られた場合。
- (6) 乙が、運用規程及び本約款に従い本タイムスタンプを適正に遂行した場合。

第 6 条 [制限行為等]

1. 甲は、本タイムスタンプ及び本タイムスタンプ類似のサービスを、その顧客に提供してはならないものとします。
2. 甲は、TST を商業活動に利用する場合、当該利用の方法・態様等について、事前に乙及び SEIKO 社の承諾を得るものとします。

第 7 条 [本タイムスタンプの利用停止等]

1. 乙は次の各号の場合、予告なしに甲の本タイムスタンプの利用を一時停止する場合があります。
 - (1) 甲の債務不履行があった場合。
 - (2) 甲が、違法に又は明らかに公序良俗に反する態様において本タイムスタンプを利用した場合。
 - (3) 甲が、他の本タイムスタンプ利用者に支障を与える態様において本タイムスタンプを利用した場合。
2. 乙は、次の各号の場合、その他の都合により予告なしに本タイムスタンプを停止する場合があります。
 - (1) 火災、停電、不正アクセス等の事故により本タイムスタンプの中断がやむを得ない場合。
 - (2) セキュリティ上、又は点検整備上、本タイムスタンプの停止がやむを得ない場合。
 - (3) 時刻配信局、又は PKI 認証局が、停止又は終了するような場合。
 - (4) TSU その他本タイムスタンプに係るシステムの重大な障害が発生し、本タイムスタンプの継続が困難となった場合。
 - (5) 秘密鍵の漏洩、偽造等、本タイムスタンプに重大な影響を及ぼす可能性が生じた場合。

以上